

大阪広域水道企業団職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団規則第3号

大阪広域水道企業団職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

大阪広域水道企業団職員の定年等に関する規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第13号。以下「条例」という。）の<u>施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>勤務延長</u> 条例第4条第1項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。</p> <p>(2) <u>定年前再任用</u> 条例第12条又は第13条の規定により採用することをいう。</p> <p>第3条 条例第4条第3項及び第4項並びに<u>第10条に規定する職員の同意は、書面により得るものとする。</u></p> <p>(辞令の交付)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 条例第4条<u>第4項</u>の規定により勤</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第13号。以下「条例」という。）<u>第4条第5項の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、「<u>勤務延長</u>」とは、<u>条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。</u></p> <p>第3条 条例第4条第4項に規定する職員の同意は、書面により得るものとする。</p> <p>(辞令の交付)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 条例第4条<u>第3項</u>の規定により勤</p>

務延長の期限を繰り上げる場合

(5) 勤務延長を行った職員を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長を行った職員ではなくなった場合

(6) 条例第9条の規定により異動期間の延長を行う場合

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第5条 条例第12条及び第13条の企業長が定める情報は、定年前再任用をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

務延長の期限を繰り上げる場合

(5) 勤務延長に係る職員が転任し、期限の定めのない職員となった場合

## 附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 施行日 この規則の施行の日をいう。

(2) 改正条例 大阪広域水道企業団職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年大阪広域水道企業団条例第2号）をいう。

(改正条例附則第2条の企業長が定める職及び職員)

第3条 改正条例附則第2条第2項の企業長が定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における改正条例による改正後の大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第13号）（以下「新定年条例」という。）による定年が基準日の前日における新定年条例による定年（同日が令和5年3月31日である場合には、改正条例による改正前の大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第3条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が新定年条例第3条に規定する定年である

職に限る。)とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 2 改正条例附則第2条第2項の企業長が定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例による定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧定年条例第3条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。

(暫定再任用の選考に用いる情報)

- 第4条 改正条例附則第3条第1項及び第2項、第4条第1項及び第2項、第5条第1項及び第2項並びに第6条第1項及び第2項に規定する企業長が定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 暫定再任用（改正条例附則第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(改正条例附則第11条の企業長が定める短時間勤務の職並びに企業長が定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

- 第5条 改正条例附則第11条の企業長が定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢（新定年条例第12条及び第13条に規定する短時間勤務の職（以下この条において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における同条例第3条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る定年相当年齢が同条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 2 改正条例附則第11条の企業長が定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

3 改正条例附則第11条の企業長が定める定年前再任用短時間勤務職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。